

各位

会 社 名 サ ン ヨ ー ホ ー ム ズ 株 式 会 社 代表者名 代表取締役会長兼社長 田 中 康 典 (コード番号:1420 東証市場第一部) 問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 松 本 文 雄 (TEL, 06-6578-3403)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成27年3月13日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行います。

さらに、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが出来るよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行規定を削除するとともに、その他所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定) 平成 27 年 6 月 25 日 (予定) 現行

第1章 総 則

第1条~第3条(条文省略)

第4条 (機関の設置)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

第2章 株 式

第5条~第11条(条文省略)

第12条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第13条~第14条(条文省略)

第15条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあ らかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代 わる。

第 <u>16</u>条~第 <u>18</u>条(条文省略)

第4章 取締役および取締役会

第<u>19</u>条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、3名以上とする。

(新設)

第<u>20</u>条 (取締役の選任) (新設)

1. 取締役の選任は、<u>株主総会において、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

変更案

第1章 総 則

第1条~第3条(現行どおり)

第4条 (機関の設置)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会

(削除)

3. 会計監査人

第2章 株 式

第5条~第11条(現行どおり)

(削除)

第3章 株主総会

第 <u>12</u>条~第 <u>13</u>条(現行どおり)

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、<u>取締役会長または</u>取締役社長が招集 し、その議長となる。<u>取締役会長及び</u>取締役社長 に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条~第17条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

第18条 (取締役の員数)

- 1. 当会社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役 役<u>(以下、「監査等委員でない取締役」という。)</u> は、3名以上とする。
- 2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上 とする。

第 19条 (取締役の選任)

- 1. 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2. 取締役の選任<u>決議</u>は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<u>2.</u> 取締役の選任<u>について</u>は、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。

(新設)

(新設)

第22条 (代表取締役および役付取締役)

- 1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2. 取締役会の決議に<u>より</u>、取締役会長<u>および</u>取締役 社長を選定する。

第23条 (取締役会)

1. 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

- 2. 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. (条文省略)

(新設)

(新設)

第<u>24</u>条 (取締役の責任免除) (新設)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社 外取締役との間に会社法第 423 条第 1 項の行為によ る損害賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額 3. 取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらないものとする。

第20条 (取締役の任期)

- 1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (代表取締役および役付取締役)

- 1. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2. 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって、取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長を選定する<u>ことができる</u>。

第 22 条 (取締役会)

- 1. 取締役会は、<u>法</u>令の別段の定めがある時を除 <u>き、取締役会長または</u>取締役社長が招集し、その 議長となる。<u>取締役会長及び</u>取締役社長に支障あ るときは、取締役会においてあらかじめ定めた順 序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監 査等委員は、取締役会を招集することができる。
- 3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 5. (現行どおり)

第23条 (取締役への委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 24 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 25条 (取締役の責任免除)

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に会社法第 423 条第 1 項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額

は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第25条 (監査役の員数) 当会社の監査役は、3名以上とする。

第 26 条 (監査役の選任)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使 することができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行 う。

第27条 (監査役の任期)

- 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。
- 2. 補欠のために選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第28条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、社外 監査役との間に会社法第 423 条第 1 項の行為による 損害賠償責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

第29条 (常勤監査役)

<u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定す</u>る。

第 30 条 (監査役会)

- 1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、 監査役会の定める監査役会規則による。

(新設)

(新設)

第6章 会計監査人

第31条~第32条(条文省略)

第<u>33</u>条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第26条 (監査等委員会の招集通知)

- 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査等委員会を開催することがで きる。

第27条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款 のほか、監査等委員会において定める監査等委員 会規則による。

第6章 会計監査人

第28条~第29条(現行どおり)

第<u>30</u>条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員</u> 会の同意を得て定める。

第7章 計算

第34条(条文省略)

第35条 (剰余金の配当)

- 1. 株主総会の決議により毎事業年度末日の株主名 簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、 期末配当を行うことができる。
- 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月 30日の株主名簿に記録された株主または登録株式 質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(新設)

第36条 (配当金の除斥期間)

- 1. <u>期末配当金および中間配当金が</u>支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
- 2. 未払の<u>期末配当金および中間</u>配当金には、利息を付さない。

第7章 計算

第31条(現行どおり)

第32条 (剰余金の配当等)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項 各号に掲げる事項については、法令に別段の定め がある場合を除き、取締役会の決議によって定め ることができる。

(削除)

第33条 (剰余金の配当の基準日)

- 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日</u> とする。
- 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を することができる。

第34条 (配当金の除斥期間)

- 1. <u>配当財産が金銭である場合は、その</u>支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
- 2. 未払の配当金には、利息を付さない。

<u>附</u> <u>則</u> (取締役及び監査役の責任免除に関する 経過措置)

第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の会社法第423条第1項の行為に関する社外取締役又は社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお上記一部変更前の定款第24条又は定款第28条の定めるところによる。